

## 小型無人機の更なる安全確保のための制度設計に関する分科会について

### 1. 趣旨

小型無人機については、平成 27 年 12 月に改正航空法が施行されたところであるが、今般導入されたのは小型無人機に関する基本的な交通ルールにとどまることから、今後、安全確保、利用促進、技術開発等様々な視点からの課題の解決を図るため、官民の専門家・関係者が一堂に会する「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」（以下「協議会」という。）が内閣官房に設けられた。

小型無人機に係る様々な課題のうち、特に安全確保の観点から、小型無人機の安全確保のための制度設計、改正航空法運用の把握と安全確保策の体系化・共有、事業・業務に小型無人機を活用する場合の安全規制のあり方等について、専門的かつ実務的な議論を行うため、協議会の運営要領に基づき、「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計に関する分科会」（以下「分科会」という。）を設ける。

### 2. 構成員及び運営

議長は、内閣官房内閣参事官とする。

分科会の構成員は、小型無人機の安全確保に関する課題について専門的知見を有する者で構成するものとし、別紙 1 のとおりとするが、議長が必要があると認める時は、分科会の構成員を追加できるものとする。

分科会の運営要領は別紙 2 のとおりとし、事務局は国土交通省航空局にて行う。

### 3. 当面のスケジュール

協議会の開催状況を踏まえつつ、協議会での議論に資するよう、今後 2 ヶ月に 1～2 回程度、分科会を開催することとする。

## 小型無人機の更なる安全確保のための制度設計に関する分科会 構成員名簿

## 【政府側構成員】

内閣官房副長官補（内政担当）付  
内閣府地方創生推進室  
警察庁警備局警備企画課  
消費者庁消費者安全課  
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課  
文部科学省大臣官房総務課  
農林水産省消費・安全局植物防疫課  
経産省製造産業局産業機械課  
国土交通省航空局安全部安全企画課  
国土交通省国土地理院企画部

## 【民間側構成員】（五十音順）

アマゾンジャパン株式会社  
一般財団法人 J A R E X  
一般財団法人日本ラジコン電波安全協会  
一般社団法人新経済連盟  
一般社団法人全国警備業協会  
一般社団法人全日本航空事業連合会  
一般社団法人日本アド・コンテンツ制作社連盟  
一般社団法人日本航空宇宙工業会  
一般社団法人日本新聞協会  
一般社団法人日本損害保険協会  
一般社団法人日本マルチコンピュータ安全推進協会  
一般社団法人日本民間放送連盟  
一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会  
一般社団法人農林水産航空協会  
エアロセンス株式会社  
公益財団法人航空輸送技術研究センター  
公益財団法人日本測量調査技術協会  
公益社団法人日本航空機操縦士協会  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
国立研究開発法人産業技術総合研究所  
国立研究開発法人情報通信研究機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人電子航法研究所

国立研究開発法人防災科学技術研究所

産業競争力懇談会

DJI JAPAN 株式会社

日本産業用無人航空機協会

日本放送協会

日本模型航空連盟

日本ラジコン模型工業会

フジ・インバック株式会社

ミニサーベイヤーコンソーシアムNEXT

**「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計に関する分科会」 運営要領**

「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計に関する分科会」（以下「分科会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 自由な議論を促進するため、分科会は非公開とするが、配布資料は公表する。ただし、議長が必要と認める時は配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
2. 分科会は、必要に応じ、構成員以外の民間企業、専門家等からの意見聴取を求めるものとする。
3. 分科会では、小型無人機の安全確保の観点から小型無人機の安全確保のための制度設計に加え、必要に応じ、改正航空法運用の把握と安全確保策の体系化・共有、事業・業務に小型無人機を活用する場合の安全規制のあり方等についても、議論することとする。
4. この運営要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は分科会で決定する。